

Ⅰ 6-7 消防用設備等の標識類

消防用設備等の標識類の長さ及び色は、次の表のとおりとする。

標 識 類 の 種 類	根 拠 条 文	長 さ (cm)		色	
		短 辺	長 辺	地	文 字
「消火器」、「消火バケツ」、「消火水槽」、「消火砂」又は「消火ひる石」と表示された標識	規則 9① 4	8 以上	24 以上	赤	白
スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示した標識	規則 14① 3	10 以上	30 以上	赤	白
スプリンクラー設備のスプリンクラー用送水口である旨を表示した標識	規則 14① 6	10 以上	30 以上	赤	白
水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の手動式起動装置である旨を表示した標識	規則 16③ 3 18④ 10 19⑤ 15 20④ 12 の 2 21④ 14	10 以上	30 以上	赤	白
泡消火設備のホース接続口である旨を表示した標識	規則 18④ 10	10 以上	30 以上	赤	白
屋外消火栓に設ける「屋外消火栓」と表示した標識	規則 22① 4	10 以上	30 以上	赤 (白)	白 (赤)
消防機関へ通報する火災報知設備の発信機を押ボタンである旨を表示した標識	規則 25④ 2	8 以上	24 以上	赤	白
避難器具である旨を表示した標識	規則 27① 3	12 以上	36 以上	白	黒
連結送水管の送水口及び放水口である旨を表示した標識	規則 31① 4	10 以上	30 以上	赤 (白)	白 (赤)

備考 1 長さをこの表に掲げる最小限度の数値をこえるものとする場合は、短辺と長辺の比率をこの表に掲げる最小限度の数値のとおりにすること。

2 「消火器」の標識には、必要に応じ、普通火災用、油火災用、電気火災用等その適応性を附記することもさしつかえないこと。

※注：これにより難い場合は、それぞれの設備基準によること。